

二十七 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>13 の 2 - 2 - 2 <u>削 除</u></p>	<p><u>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</u> 13 の 2 - 2 - 2 <u>法人が外貨建工事 (2 - 4 - 20(外貨建工事に係る契約の時に おける為替相場) に定める外貨建工事をいう。以下 13 の 2 - 2 - 2 において同 じ。) の収益について、法第 64 条第 1 項又は第 2 項(工事の請負に係る収益及 び費用の帰属事業年度) に規定する工事進行基準を適用している場合には、た とえ当該収益に対応する工事収入金を未収金として計上しているときであって も、当該外貨建工事の目的物の引渡しがあるまでは当該未収金は外貨建債権に 該当しないことに留意する。</u></p>

二十八 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入) 14 - 2 - 5<u>消費生活協同組合法施行規則 (以下この款において「消費生協 法規則」という。) 第 207 条第 8 項(利用分量割戻金の積立)</u>.....</p> <p>(割戻積立金の益金算入) 14 - 2 - 6<u>消費生協法規則第 207 条第 9 項(割戻しの期限)</u>..... </p>	<p>(消費生活協同組合剰余金割戻積立金の損金算入) 14 - 2 - 5<u>消費生活協同組合財務処理規則 (以下この款において「財務処 理規則」という。) 第 23 条第 8 項(利用分量割戻金の積立)</u>.....</p> <p>(割戻積立金の益金算入) 14 - 2 - 6<u>財務処理規則第 23 条第 9 項(割戻しの期限)</u>..... </p>

<p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>14 - 2 - 7 <u>消費生協法規則第 207 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(領収書等の交付の省略)</p> <p>14 - 2 - 8</p> <p>.....<u>消費生協法規則第 207 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>の基準の判定及び第 207 条第 10 項(利用分量の確認).....</p>	<p>(利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定)</p> <p>14 - 2 - 7 <u>財務処理規則第 23 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>.....</p> <p>...</p> <p>(領収書等の交付の省略)</p> <p>14 - 2 - 8</p> <p>.....<u>財務処理規則第 23 条第 7 項(利用分量割戻しの基準)</u>の基準の判定及び第 23 条第 10 項(利用分量の確認).....</p>
--	---

二十九 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)</p> <p>15 - 1 - 1</p> <p>.....<u>いずれかに該当する事業を行う場合には、たとえその行う事業が</u>.....</p> <p>(委託契約等による事業)</p> <p>15 - 1 - 2</p> <p>.....<u>自ら収益事業を行っているものとして</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>自ら当該事業を行っている</u>と認められる場合</p> <p>.....</p>	<p>(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)</p> <p>15 - 1 - 1</p> <p>.....<u>いずれかに該当する事業を営む場合には、たとえその営む事業が</u>.....</p> <p>(委託契約等による事業)</p> <p>15 - 1 - 2</p> <p>.....<u>自ら収益事業を営んでいるものとして</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>自ら当該事業を営んでいる</u>と認められる場合</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業場を設けて<u>行われるもの</u>)</p> <p>15 - 1 - 4 「事業場を設けて<u>行われるもの</u>」 その事業を<u>行うもの</u>のほか、 「事業場を設けて<u>行われるもの</u>」</p> <p>(継続して<u>行われるもの</u>)</p> <p>15 - 1 - 5 「継続して.....<u>行われるもの</u>」</p> <p>(注)特掲事業に該当しないもの<u>とを行っている</u>場合には、その<u>行う特掲事業が継続して行われている</u>かどうかは、<u>継続して行われている</u>かどうかを.....</p> <p>(付随行為)</p> <p>15 - 1 - 6 出版業を<u>行う</u>公益法人等が..... 技芸教授業を<u>行う</u>公益法人等が.....</p> <p>(注) 旅館業又は料理店業を<u>行う</u>公益法人等が..... 興行業を<u>行う</u>公益法人等が.....</p>	<p>(事業場を設けて<u>営まれるもの</u>)</p> <p>15 - 1 - 4 「事業場を設けて<u>営まれるもの</u>」 その事業を<u>営むもの</u>のほか、 「事業場を設けて<u>営まれるもの</u>」</p> <p>(継続して<u>営まれるもの</u>)</p> <p>15 - 1 - 5 「継続して.....<u>営まれるもの</u>」</p> <p>(注)特掲事業に該当しないもの<u>とを営んでいる</u>場合には、その<u>営む特掲事業が継続して営まれている</u>かどうかは、<u>継続して営まれている</u>かどうかを.....</p> <p>(付随行為)</p> <p>15 - 1 - 6 出版業を<u>営む</u>公益法人等が..... 技芸教授業を<u>営む</u>公益法人等が.....</p> <p>(注) 旅館業又は料理店業を<u>営む</u>公益法人等が..... 興行業を<u>営む</u>公益法人等が.....</p>

(収益事業の所得の運用)

15 - 1 - 7

(注)(人格のない社団等並びに非営利型法人及び規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人を除く。)

(身体障害者等従事割合の判定)

15 - 1 - 8 公益法人等の行う事業につき令第 5 条第 2 項第 2 号.....

(特定法人の範囲)

15 - 1 - 13

.....「その業務が地方公共団体の管理の下に運営されている」.....
.....その実施が当該法人の議決権の保有者又は抛出者たる地方公共団体の管理の下に行われ、

(注)

(会報を専らその会員に配布すること)

15 - 1 - 35「会報を専らその会員に配布する」

(学校法人等の経営する寄宿舍)

15 - 1 - 41

.....技芸教授業を行う公益法人等が.....

(鉱業及び土石採取業の範囲)

15 - 1 - 48

.....実質的に鉱業を行っていると認められる場合.....

(収益事業の所得の運用)

15 - 1 - 7

(注)(人格のない社団等及び規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人を除く。)

(身体障害者等従事割合の判定)

15 - 1 - 8 公益法人等の営む事業につき令第 5 条第 2 項第 1 号.....

(特定法人の範囲)

15 - 1 - 13

.....「その業務が当該地方公共団体の管理の下に運営されている」.....
.....その実施が当該法人の出資者たる地方公共団体の監督の下に行われ、

(注)

(会報を専らその会員に配布すること)

15 - 1 - 35「会報をもっぱらその会員に配布する」

(学校法人等の経営する寄宿舍)

15 - 1 - 41

.....技芸教授業を営む公益法人等が.....

(鉱業及び土石採取業の範囲)

15 - 1 - 48

.....実質的に鉱業を営んでいると認められる場合.....

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(日本赤十字社等が行う医療保健業)</p> <p>15 - 1 - 57</p> <p>..... (同号チからヲまで及びヨ.....)</p> <p>(病院における給食事業)</p> <p>15 - 1 - 58</p> <p>.....当該医療保健業を行う公益法人等以外の公益法人等.....</p> <p>.....医療保健業を行う公益法人等の経営する病院.....</p> <p>(注)医療保健業を行う公益法人等が.....</p> <p>(地域医師等による継続診療)</p> <p>15 - 1 - 63</p> <p>.....<u>主として当該地域医師等の診察を受けるもの</u>.....</p>	<p>.....</p> <p>(日本赤十字社等が行う医療保健業)</p> <p>15 - 1 - 57</p> <p>..... (同号チからルまで及びカ.....)</p> <p>(病院における給食事業)</p> <p>15 - 1 - 58</p> <p>.....当該医療保健業を営む公益法人等以外の公益法人等.....</p> <p>.....医療保健業を<u>営む</u>公益法人等の経営する病院.....</p> <p>(注)医療保健業を<u>営む</u>公益法人等が.....</p> <p>(地域医師等による継続診療)</p> <p>15 - 1 - 63</p> <p>.....<u>当該地域医師等によって主として診療されるもの</u>.....</p> <p>...</p>
<p style="text-align: center;">第 33 款 労働者派遣業</p> <p>(労働者派遣業の範囲)</p> <p>15 - 1 - 70 <u>令第 5 条第 1 項第 34 号(労働者派遣業)の労働者派遣業には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 2 条第 3 号(用語の意義)に規定する労働者派遣事業のほか、自己と雇用関係のない者を、他の者の指揮命令(他の者との雇用関係に基づく指揮命令に限らない。)を受けて、当該他の者の行う事業に従事させる事業等が含まれることに</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

留意する。

第34款 その他

(学校法人等が実習の一環として行う事業)

15 - 1 - 71

(神前結婚等の場合の収益事業の判定)

15 - 1 - 72

第33款 その他

(学校法人等が実習の一環として行う事業)

15 - 1 - 70

(神前結婚等の場合の収益事業の判定)

15 - 1 - 71

三十 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(所得に関する経理)</p> <p>15 - 2 - 1 令第6条(「<u>収益事業を行う法人の経理の区分</u>」)</p> <p>(注)</p> <p>(収益事業に属するものとして区分された資産等の処理)</p> <p>15 - 2 - 3 <u>収益事業を開始した日において、令第6条(「収益事業を行う法人の経理の区分」)の規定により収益事業以外の事業に属する資産及び外部負債につき収益事業に属するものとして区分経理した場合における当該資産の額の合計額から当該外部負債の額の合計額を減算した金額を元入金として経理したとしても、当該金額は、資本金等の額及び利益積立金額のいずれにも該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>その後において、収益事業以外の事業に属する金銭その他資産につき収益事業に属するものとして区分経理した場合における当該金銭その他の資産の価額</u></p>	<p>(所得に関する経理)</p> <p>15 - 2 - 1 令第6条(「<u>収益事業を営む法人の経理区分</u>」)</p> <p>(注)</p> <p>(収益事業の資本)</p> <p>15 - 2 - 3 令第6条(「<u>収益事業を営む法人の経理区分</u>」)の規定により収益事業を開始した日において収益事業に属するものとして区分された資産の額の合計額から外部負債の額の合計額を控除した残額は、<u>資本の元入額とする。</u></p> <p><u>その後において収益事業以外の事業から収益事業に支出された金銭その他の資産の価額についても、同様とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>についても、同様とする。</u></p> <p><u>(注) 収益事業に属するものとして区分経理した金額を、他会計振替額等の勘定科目により収益又は費用として経理した場合には、当該金額は益金の額又は損金の額に算入されない。</u></p> <p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15 - 2 - 4 公益法人等(<u>非営利型法人及び規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人を除く。</u>)元入れ.....</p> <p>(注) 人格のない社団等並びに<u>非営利型法人</u>及び規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人.....</p> <p>(費用又は損失の区分経理)</p> <p>15 - 2 - 5<u>収益事業と収益事業以外の事業とを行っている場合</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(補助金等の収入)</p> <p>15 - 2 - 12 収益事業を行う<u>公益法人等</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15 - 2 - 4 公益法人等(規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人を除く。).....</p> <p>.....資本の元入れ.....</p> <p>(注) 人格のない社団等及び規則第 22 条の 5 各号に掲げる法人.....</p> <p>(費用又は損失の区分経理)</p> <p>15 - 2 - 5<u>収益事業と収益事業以外の事業とを営んでいる場合</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(補助金等の収入)</p> <p>15 - 2 - 12 収益事業を<u>営む</u>公益法人等.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

三十一 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外公社債等の利子等、<u>一般民間国外債の利子</u>、国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分)</p> <p>16 - 2 - 5 措置法第 3 条の 3 第 2 項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)、<u>同法第 6 条第 1 項(民間国外債等の利子の課税の特例)</u>、同法第 8 条の 3 第 2 項(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等) 又は同法第 9 条の 2 第 1 項(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例) の規定により課された国外公社債等の利子等、<u>一般民間国外債の利子</u>、</p> <p>(公益法人等の公社債等に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16 - 2 - 6 の 2</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>所得税法第 11 条第 3 項</u>.....</p> <p style="padding-left: 40px;">.....</p>	<p>(国外公社債等の利子等、国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等に係る所得税控除額の所有期間あん分)</p> <p>16 - 2 - 5 措置法第 3 条の 3 第 2 項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)、同法第 8 条の 3 第 2 項(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等) 又は同法第 9 条の 2 第 1 項(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例) の規定により課された国外公社債等の利子等、</p> <p>(公益法人等の公社債等に係る控除所得税額の計算)</p> <p>16 - 2 - 6 の 2</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>所得税法第 11 条第 4 項</u>.....</p> <p style="padding-left: 40px;">.....</p>

三十二 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の区分)</p> <p>16 - 3 - 29</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「<u>大分類</u>金融業、保険業」の「<u>中分類</u> 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む) 」の「<u>673 共済事業・少額短期保険業</u>」のうち共済事業を営む法人.....<u>生命保険業及び損害保険業を主として営む内国法人</u>であるかどうかを判定する。</p>	<p>(事業の区分)</p> <p>16 - 3 - 29</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「<u>大分類</u>K 金融・保険業」の「<u>中分類</u> 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む) 」のうち「<u>673 共済事業</u>」を営む法人.....<u>生命保険事業及び損害保険事業を主として営む法人</u>であるかどうかを判定する。</p>

三十三 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p>20 - 1 - 19</p> <p>.....<u>同条第4号八</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(貸付金に準ずるもの)</p> <p>20 - 1 - 19</p> <p>.....<u>同条第4号ロ</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

三十四 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(国内業務を廃止した場合の事業税及び地方法人特別税の特例)</p> <p>20 - 3 - 8</p> <p>.....<u>事業税の額及び地方法人特別税の額</u>.....<u>事業税の額</u></p> <p>(以下20 - 3 - 8において「<u>事業税の課税見込額</u>」という。)及び地方法人特</p> <p><u>別税の額は、</u></p> <p>地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する法人 次の算式により計</p> <p>算した金額に、<u>当該金額に地方法人特別税等に関する暫定措置法</u>(以下20 -</p> <p><u>3 - 8</u>において「<u>暫定措置法</u>」という。)第9条(税額の計算)に規定する</p> <p><u>税率を乗じて計算した金額を加算した金額</u></p>	<p>(国内業務を廃止した場合の事業税の特例)</p> <p>20 - 3 - 8</p> <p>.....<u>事業税の額</u>.....<u>事業税の額</u>(以下20 - 3 - 8におい</p> <p>て「<u>事業税の課税見込額</u>」という。)は、</p> <p>地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号ロに規定する法人 次の算式により計</p> <p>算した金額</p>

(算式)

.....
 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人
 イ 当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じる場合 当該
 国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額として(イ)から(ハ)までの算式に
 より計算した金額の合計額に、(ハ)の算式により計算した金額に暫定措置法
第 9 条に規定する税率を乗じて計算した金額を加算した金額

- (イ)
 (ロ)
 (ハ)
 □
 (注) 1
 2
 3
 4
 5

(算式)

.....
 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人
 イ 当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じる場合 当該
 国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額として(イ)から(ハ)までの算式に
 より計算した金額の合計額

- (イ)
 (ロ)
 (ハ)
 □
 (注) 1
 2
 3
 4
 5

三十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い ...特例民法法人が公益社団法人等に移行した場合の事業年度) <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下 経過的取扱い までにおいて「整備法」という。)</u>第 40 条第 1 項(社団法人及 び財団法人の存続)の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続す るもののうち、整備法第 106 条第 1 項(移行の登記)(同法第 121 条第 1 項(認</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>定に関する規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)(以下経過の取扱い)までにおいて「平成20年改正法」という。)附則第10条第1項(公益法人等の範囲に関する経過措置)に規定する認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。)が、行政庁の認定を受けて公益社団法人若しくは公益財団法人への移行をした場合又は行政庁の認可を受けて一般社団法人若しくは一般財団法人への移行をした場合の事業年度は、次に掲げる期間となることに留意する。</u></p> <p>— <u>その事業年度開始の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第2条第1項(計算書類等の作成に係る期間)ただし書の移行の登記をした日の前日までの期間</u></p> <p>— <u>その移行の登記をした日からその事業年度終了の日までの期間</u></p> <p><u>(経過の取扱い) …旧有限責任中間法人及び特例無限責任中間法人に係る事業年度)</u></p> <p><u>平成20年改正法附則第10条第2項(公益法人等の範囲に関する経過措置)に規定する旧有限責任中間法人又は同条第3項に規定する特例無限責任中間法人に係る事業年度は、整備法の施行及び整備法第33条第1項(移行の登記)に規定する設立の登記によっては区分されず継続することに留意する。</u></p> <p><u>ただし、旧有限責任中間法人が整備法施行の日以後、令第3条第1項各号又は第2項各号(非営利型法人の範囲)に掲げる要件のすべてに該当することとなった場合の当該旧有限責任中間法人に係る事業年度は、次に掲げる期間となることに留意する。</u></p> <p>— <u>その事業年度開始の日から、その要件のすべてに該当することとなった日</u></p>	<p>(新設)</p>

の前日までの期間

その要件のすべてに該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

(経過的处理) ...長期大規模工事以外の工事の取扱い)

平成 20 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において着手した平成 20 年改正法による改正前の法(以下経過的处理)において「旧法」という。)第 64 条第 2 項(長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(旧法第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の旧法第 64 条第 2 項の規定を含む。以下経過的处理)において同じ。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用している長期大規模工事以外の工事(平成 20 年改正法附則第 19 条第 2 項(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に規定する経過措置工事のうち旧法第 64 条第 2 項の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用しているものを含む。)については、この法令解釈通達による改正前の 2 - 4 - 19 の取扱いは、なお従前の例による。

(経過的处理) ...事業税及び地方法人特別税の取扱い)

この法令解釈通達による改正後の 5 1 4 の、9 - 5 - 2、9 - 5 - 2 の 2 及び 20 - 3 - 8 の取扱いは、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(新 設)

(新 設)